

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正（令和7年政令第119号）を踏まえ、国民健康保険税の課税限度額の一部について改定するもの。

※医療の高度化に伴う医療費の増高が見込まれるほか、団塊の世代の影響で国保が負担する「後期高齢者支援金」も増加が続くことを踏まえ、課税限度額について見直すもの。

2 主な改正内容

国民健康保険税のうち「基礎課税額（医療分）」の課税限度額を現行の65万円から66万円に改め、「後期高齢者支援金等課税額」の課税限度額を現行の24万円から26万円に改めるものです。

現行	改正後
国民健康保険税の課税限度額	国民健康保険税の課税限度額
基礎課税額（医療分） 65万円	基礎課税額（医療分） 66万円
後期高齢者支援金等課税額 24万円	後期高齢者支援金等課税額 26万円
介護納付金課税額 17万円	介護納付金課税額 17万円

3 施行期日

施行日 令和8年4月1日
(令和8年度分の国保税から適用)